

年金の現況届が送られてきていませんか？

社会保険庁では、平成18年10月から住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用して年金受給権者の生存確認を行っています。

社会保険庁が保有している情報と住基ネットの情報とが一致し、住民票コードが確認できた方については、誕生月に提出していた現況届の提出が原則不要となります。

Q1 現況届が届きましたがどうしたらいいの？

A 住民票コードが確認できなかった方には引き続き現況届が送られて来ます。現況届に住民票コードと必要事項を記載して提出してください。住民票コードを通知することによって、住基ネットから情報を得ることができるようになり、次回から現況届の提出は原則不要になります。

※住民票コードが確認できた方でも、次のような場合は、現況届等を提出していただく必要があります。

- ・外国や住基ネットに参加していない市区町村に転出した場合
- ・現況確認の時点で、他市区町村へ転出し、転出先の市区町村に転入届が済んでいない場合
- ・加給年金額等の対象者がいる方…生計維持確認届
- ・障害の程度の確認が必要な方…障害状態確認届

Q2 住民票コードがわからないが教えてもらえるの？

A 住民票コードは、平成14年に付番し、みなさんに通知しています。通知書の紛失などのため住民票コードがわからないときは、次の方法で住民票コード通知書の再交付を請求してください。

住民票コード通知書の再交付について

請求場所／各庁舎総合窓口課

受付時間／平日の8:30～17:15

請求できる方／本人または本人と同一世帯の方

必要なもの／・年金受給権者現況届

- ・窓口に来られた方の本人確認ができる書類
(ア)官公署が発行した顔写真付きの証明書
(運転免許証、パスポートなど)の場合…1種類
(イ)健康保険証、通帳、キャッシュカード、診察券等の場合…2種類

※本人あてに後日「住民票コード通知書（再交付）」を郵送します。（無料）

※住民票コードは、電話や口頭でお答えすることはできません。

※その場ですぐに必要な場合は、「住民票コードを記載した住民票の写し」を請求してください。（手数料が1通につき300円必要です。）

Q3 住民票コードを記入しないで提出するとどうなるの？

A 住民票コードを記入しないまま提出できますが、その場合は来年も引き続き現況届の提出が必要になります。お忘れにならないようご注意ください。

住民票コードとは？

住民票コードは、行政機関が、住基ネットを使って本人の居住関係を正確かつ迅速に検索するために付番したもので、コンピュータが無作為に抽出した11桁の数字（番号）です。

住基ネットの稼働により、法律で定められた事務について「氏名」や「住所」等の情報が確認できるようになったことから、年金の現況届の提出やパスポート申請時に提出が必要であった住民票が原則不要になっています。